

解禁日時

ラジオ・TV：平成18年3月27日（月）17時

新聞：平成18年3月27日（月）夕刊

「旅客船の安全確保に関する行政
評価・監視」

— 離島航路を中心として —

〈評価・監視結果に基づく通知〉

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政運営全般を対象として、主として合規性・適正性・能率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

この「行政評価・監視」は、長崎行政評価事務所が独自に企画して実施したものです。

平成18年3月

総務省 長崎行政評価事務所

所在地：長崎市岩川町16-16 長崎合同庁舎5階

電話：095-849-1100（代）

FAX：095-849-1102

旅客船の安全確保に関する行政評価・監視－離島航路を中心として－ 結果

総務省 長崎行政評価事務所
所 長：佐 藤 信 次

1 実施の背景

- 長崎県は離島面積が県全体の面積の約4割、離島人口が県人口の約1割強を占める全国一の離島を擁する県であり、船舶による旅客等の輸送は県民生活の中で重要なもの
- 平成16年4月現在、県内における旅客船の定期航路数は52航路に及んでおり、このうち、離島航路数は43航路であり、全国一の航路数
- この行政評価・監視は、旅客船の利用者の安全確保を図る観点から、旅客船の安全確保対策等の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施

第2 実施時期等

- 1 実施時期：平成17年12月～18年3月
- 2 調査対象機関：国土交通省長崎運輸支局、国土交通省佐世保海事事務所等
- 3 調査対象事業者：一般旅客定期航路事業者
 - 長崎運輸支局管内：6事業者、6航路（6隻）
 - 佐世保海事事務所管内：6事業者、6航路（7隻）
 - ※ 1事業者については、長崎運輸支局及び佐世保海事事務所管内に定期航路を有している。
- 4 担当部局：長崎行政評価事務所

第3 通知年月日等

- 1 調査結果通知年月日 平成18年3月27日（月）
- 2 調査結果通知先 国土交通省九州運輸局長崎運輸支局長
国土交通省九州運輸局長崎運輸支局佐世保海事事務所長

第4 調査結果の概要

別紙のとおり

【問い合わせ】

長崎行政評価事務所
評価監視官室（内田、辻、小森）
TEL：095-849-1100（代）

別 紙

1 操練の励行状況等

(1) 操練及び船上教育・訓練等の励行状況

(制度の概要等)

◇ 操練

船員法第 14 条の 3 及び船員法施行規則第 3 条の 4 の規定に基づき実施し、同規則第 11 条の規定に基づき航海日誌に記録することとされている（防火操練、防水操練、非常操縦操練及び救命艇等操練等）。

◇ 船上教育等

- 船上教育：船員法施行規則第 3 条の 11 第 2 項の規定に基づき救命設備と消火設備の使用方法及び海上における生存方法に係る船上教育 1 か月に 1 回実施することとされている。
- 旅客の避難及びその他の航海の安全に関する教育訓練：船員法第 118 条の 2 の規定に基づき旅客船に乗務する前及びその後 5 年ごとに受講させることとされている。
- 船員法第 118 条の 2 に基づき、船舶所有者は、沿海区域等を航行する旅客船には国土交通省の旅客の避難に関する教育訓練その他の航海の安全に関する教育訓練を修了した者以外の者を乗組員として乗り組ませてはならないとされている。また、船員法施行規則第 77 条の 9 の規定に基づき、沿海区域等を航行する旅客船の所有者は、当該旅客船の乗組員に対し、5 年以内ごとに本教育訓練を実施しなければならないとされている。さらに、「船員法第 118 条の 2 に基づく旅客船乗組員の教育訓練について」（平成 9 年 1 月 17 日海基第 16 号）において、旅客船乗組員に対する教育訓練は、社内訓練や旅客船協会の訓練等により行うものとするとしており、当該訓練を実施しようとする者は、最寄りの運輸支局や海事事務所等を経由し、国土交通省本省に届け出ることとされている。

◇ 主な操練及び船上教育等の実施間隔

区 分		沿海区域以上を航行する旅客船	平水区域（指定区域は除く。）のみ航行する旅客船	航海日誌における記録義務
防火操練		1か月に1回	—	○
防水操練		1か月に1回	—	○
非常操舵操練		3か月に1回	3か月に1回	○
救命艇等操練	救命艇等（膨張式救命いかだを除く。）の振出し又は降下及び附属品の確認	1か月に1回	—	○
	膨張式救命いかだの振出し又は降下及び附属品の確認	1年に1回	—	○
	救命艇の進水及び操船	搭載するすべてについて1年に1回	—	○
	救命艇の機関の始動及び操作、非常照明の試験	1か月に1回	—	○
船上教育		1か月に1回	—	—
旅客の避難及びその他の航海の安全に関する教育訓練（船員法第118条の2に基づく教育訓練）		新規乗組前及び5年に1回	—	原則、船員手帳に受講印を押印

(調査結果の要旨)

一般旅客定期航路 11 事業者 12 航路 (13 隻) を抽出し、操練及び船上教育等の励行状況を調査した結果、操練については、実施状況について、一部、記録されていないため、実施状況について確認困難なもの、船上教育については、船上教育が未実施であるものなど、8事業者において問題がみられた。

(主な事例)

<操練に関する事例>

- 船員法施行規則第 11 条の規定に基づき、航海日誌に記録することとされている各種操練の結果が記録されておらず、当事務所が、実施状況について確認できなかったもの (5事業者)
- 船員法第 14 条の3及び船員法施行規則第3条の4の規定に基づき、実施することとされている防火操練等の各種操練について、一部未実施のもの (3事業者)

<船上教育等に関する事例>

- 船員法第 118 条の2の規定に基づき、旅客船に乗務する前及びその後5年ごとに修了することとされている旅客の避難及びその他の航海の安全に関する教育訓練について未修了又は直近の教育訓練を修了してから5年以上経過したもの (3事業者)
- 船員法施行規則第3条の 11 第2項の規定に基づき、1か月に1回実施することとされている船上教育について未実施のもの (1事業者)

(改善所見)

長崎運輸支局及び佐世保海事事務所は、操練及びの船上教育・訓練等の励行を図る観点から、各種操練及び船員法第 118 条の2に基づく教育訓練等について、管内事業者が法令に遵じて実施するよう、指導する必要がある。

(2) 発航前検査及び船内巡視等の実施状況

(制度の概要等)

◇ 発航前検査

船員法第8条及び船員法施行規則第2条の2の規定に基づき操舵設備等に係る発航前検査を実施し、操舵設備に係る検査を行ったときは、同規則第11条の規定に基づきで航海日誌に記録することとされている。

◇ 船内巡視

船員法施行規則第3条の6の規定に基づき火災予防等のため、巡視制度を設けることとされている。

(調査結果の要旨)

一般旅客定期航路 11 事業者 12 航路 (13 隻) を抽出し、発航前検査及び船内巡視等の実施状況を調査した結果、発航前検査については、操舵設備に係る発航前検査について、一部、記録されておらず、実施状況について確認困難なもの、船内巡視については、巡視経路図や点検事項が未策定のものなど、7事業者において問題がみられた。

(主な事例)

<発航前検査に関する事例>

- 船員法第8条及び船員法施行規則第2条の2の規定に基づき実施し、同規則第11条の規定に基づき航海日誌に記録することとされている操舵設備に係る発航前検査について、一部、記録されておらず、実施状況について確認できなかったもの (4事業者)

<船内巡視に関する事例>

- 船員法施行規則第3条の6の規定に基づき火災予防等のため設けることとされている巡視制度において、巡視経路図や点検事項が未策定のもの (2事業者)
- 巡視の結果が記録されておらず、当事務所が、実施状況について確認できなかったもの (1事業者)

(改善所見)

長崎運輸支局及び佐世保海事事務所は、発航前検査及び船内巡視の適切な実施を図る観点から、発航前検査及び船内巡視について、管内事業者が法令に遵じて実施するよう、例えば、一般的な記録簿の様式を示すなどにより、指導する必要がある。

2 救命設備の備付状況等

(制度の概要等)

〈救命設備及び非常通路の備付・整備〉

- ◇ 「船舶救命設備規則」(昭和40年5月19日運輸省令第36号)に基づき、救命浮環及び救命胴衣等、船舶に備え付ける救命設備の備付数量及び備付方法等が定められているとともに、同設備の備付場所に備付けている旨の標示が必要とされている。
 - 船舶救命設備規則第92条第1項の規定に基づき、救命浮環は、容易かつ迅速に使用できるよう積み付けなければならないこととされている。
 - 船舶救命設備規則第93条第2項の規定に基づき、救命胴衣は、容易かつ迅速に取り出し、利用できるように備付けることとされている。
 - 船舶救命設備規則第96条の3第1項の規定に基づき、救命浮器、救命いかだ及び乗込用の縄はしご等は、良好な状態を保ち、直ちに使用できるようにしておかなければならないこととされている。
- ◇ 船員法施行規則第3条の9第1項の規定に基づき、非常通路及び救命設備について、1か月に1回、点検し、整備することとされている。

〈救命設備及び非常通路の標示〉

- ◇ 船舶救命設備規則第98条第1項の規定に基づき、救命設備を積み付けた場所には、当該設備を積み付けた旨の標示をすることとされている。
- ◇ 「船員労働安全衛生規則」(昭和39年7月31日運輸省令第53号)第24条第3項の規定に基づき、非常の際に脱出する通路、昇降設備及び出入口については、方向標識又は指示標識を施さなければならないとされている。
- ◇ 「船舶設備規程」(昭和9年2月1日逓信省令第6号)及び「船舶の脱出設備の基準を定める告示」(平成14年6月25日国土交通省告示第510号)に基づき、救命胴衣等の救命設備の配置図等を旅客室等に掲げなければならないとされている。

〈救命設備及び非常通路の点検〉

- ◇ 船員法施行規則第3条の9の規定に基づき、非常通路及び救命設備について、1か月に1回、点検し、整備することとされている。
- ◇ 船員法施行規則第11条の規定に基づき、救命設備等の点検結果については、航海日誌に記録することとされている。

(調査結果の要旨)

一般旅客定期航路11事業者12航路(13隻)を抽出し、救命設備及び非常通路の備付・整備、標示及び点検の実施状況を調査した結果、救命設備の備付状況が不適切なもの、非常通路等の標示が不適切なもの及び救命設備等の点検が不十分なものなど、8事業者において問題がみられた。

(主な事例)

〈救命設備及び非常通路の備付・整備に関する事例〉

- 船舶救命設備規則第93条第2項の規定に基づき、容易かつ迅速に取り出し、利用できるように備付けることとされている救命胴衣について、i) 救命胴衣と合わせ他の雑具と一緒に混在しているもの、ii) 救命胴衣庫の上部に設置されている消火器箱等が邪魔になるもの、iii) 大人用と小人用の救命胴衣の仕分けが適切に行われていないもの、等救命胴衣の備付状況が不適切なため容易かつ迅速に取り出すことが困難なもの(4事業者)
- 船舶救命設備規則第96条の3の規定に基づき、良好な状態を保ち、直ちに使用できるようにしておかなければならないこととされている救命いかだ及び乗込用の縄はしごについて、i) 縄はしごの収納ボックスの扉が開閉困難であるもの、ii) 救命いかだの備付場所に行くための通路が狭あいとなっているもの、など直ちに使用することが困難なもの(1事業者)
- 船舶救命設備規則第92条第1項の規定に基づき、容易かつ迅速に使用できるように備付けることとされている救命浮環について、船員が常駐している船橋から1階下の遊歩甲板に備え付けられているため、容易かつ迅速な使用が困難なもの(1事業者)
- 非常用通路に荷物が置かれており、避難の際、支障となるなど非常用通路の確保が不十分(1事業者)

〈救命設備及び非常通路の標示に関する事例〉

- 船員労働安全衛生規則第24条第3項の規定に基づき、非常の際に脱出する通路、昇降設備及び出入口に

については、方向標識又は指示標識を施さなければならないとされているが、その標識が不適切なもの（3事業者）

- 船舶設備規程第122条の7及び船舶脱出設備基準告示第9条の規定に基づき、救命設備等の所在を示す配置図を掲示することとされているが、その記載内容等が不適切なもの（2事業者）
- 船舶救命設備規則第93条第4項の規定に基づき、旅客室には救命胴衣の着用法の説明書を掲げなければならないが、救命胴衣の着用法の説明書の掲示が不適切なもの（1事業者）

〈救命設備及び非常通路の点検に関する事例〉

- 船員法施行規則第11条の規定に基づき、航海日誌に記録することとされている救命設備等の点検結果について記録されておらず、当事務所が、実施状況について確認できなかったもの（3事業者）
- 船員法施行規則第3条の9の規定に基づき、非常通路及び救命設備について、1か月に1回、点検し、整備することとされているが、救命設備等の点検回数が不十分なもの（1事業者）

（改善所見）

長崎運輸支局及び佐世保海事事務所は、非常時における救命設備及び非常通路の速やかな利用の確保を図る観点から、救命設備及び非常通路の点検整備等について、管内事業者が法令に遵じて実施するよう、指導する必要がある。

3 消防設備の備付状況等

(制度の概要等)

〈消防設備の備付〉

◇ 「船舶消防設備規則」(昭和40年5月19日運輸省令第37号)に基づき、消火器及び消防員装具等の船舶に備え付ける消防設備の備付数量及び備付方法等が定められており、同規則第72条の規定に基づき、消防設備は、いかなる時にも良好な状態に保ち、かつ、直ちに使用できるようにしておかなければならないとされている。

◇ 船舶消防設備規則第49条第1項の規定に基づき、消防員装具を車両区域を有する旅客船に備付けることとされている。

◇ 消防設備の備付等に係る主な規定

区分	規定の内容	該当規定
消防員装具の備付け	車両区域を有して、沿海区域又は平水区域を航行する国内航路の旅客船(第2種船)には、消防員装具を2組、備付けなければならない。 また、消防員装具は、直ちに使用することができ、かつ、2組の消防員装具を備付ける場合にあつて、容易に近づくことができる互いに離れた場所に備付けなければならない。	船舶消防設備規則第49条第1項及び第3項
消防設備の迅速な利用	備付ける消防設備は、いかなる時にも良好な状態に保ち、かつ、直ちに使用できるようにしておかなければならない。	船舶消防設備規則第72条
消防員装具の表示	消防員装具は、その位置を、明確かつ恒久的に表示しなければならない。	船舶消防設備規則第49条第4項
消防設備等の配置図の掲示	(非常用掲示札) 旅客船にあつては、記載事項等について告示で定める要件に適合する非常用掲示札を旅客室及び公室等その他の旅客の使用に充てる場所の適当な位置に掲げなければならない。	船舶設備規程第122条の7

区分	規定の内容	該当規定
	<p>船舶設備規程第 122 条の 7 の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 旅客に関係のある非常の際の信号の意味を記載したものであること。 二 非常の際の行動に関する明確な指示を記載したものであること。 三 旅客室及び公室等に掲げるものには、次に掲げる図及び事項が記載されていること。(以下、略) <ul style="list-style-type: none"> イ 当該船舶に備え付ける救命艇、救命いかだ、救命浮器、救助艇及び救命胴衣の配置を示す図 ロ 当該旅客室及び公室からの脱出経路を示す図 ハ 当該船舶に位置する消防設備の格納場所を示す図 ニ (略) 四 (略) 	<p>船舶脱出設備基準告示第 9 条</p>

〈消防設備の表示〉

- ◇ 船舶消防設備規則第 49 条第 4 項の規定に基づき、消防員装具の位置を明確かつ恒久的に表示することとされている。
- ◇ 船舶消防設備規則第 72 条の規定に基づき、消防設備は、良好な状態を保ち、直ちに使用できるようにしておかなければならないこととされている。また、船舶設備規程第 122 条の 5 の規定に基づき、脱出経路に設ける消防設備を格納する場所には消防設備の存在を示す標示を備付けなければならないこととされている。
- ◇ 船舶設備規程第 122 条の 7 及び船舶脱出設備基準告示第 9 条の規定に基づき、消防設備等の所在を示す配置図を掲示することとされている。

(調査結果の要旨)

一般旅客定期航路 11 事業者 12 航路 (13 隻) を抽出し、消防設備の備付及び表示の実施状況を調査した結果、消防員装具等消防設備の備付けが不適切なもの、当該設備の備付けの表示が不適切なものなど、6事業者において問題がみられた。

(主な事例)

〈消防設備の備付〉

- 船舶消防設備規則第 72 条の規定に基づき、良好な状態を保ち、直ちに使用できるようにしておかなければならないこととされている消火ホース及び消火器について、i) 客室が設置されている遊歩甲板に、唯一、備え付けられている消火栓の側に消火ホースが設置されていないもの、ii) 消火ホース等を収納している箱の扉が容易に開閉できないもの、iii) 消火器が食器棚等の後ろに備え付けられているもの、など直ちに使用することが困難なもの (3事業者)
- 船舶消防設備規則第 49 条第 1 項の規定に基づき、車両区域を有する旅客船に備付けることとされている消防員装具について、消防員装具の一部である、i) 呼吸具又は命綱が不足しているもの、ii) 呼吸具及び命綱が倉庫奥に収納されているため取出しが困難であるもの、など直ちに使用することが困難なもの (3事業者)

〈消防設備の表示〉

- 船舶消防設備規則第 72 条の規定に基づき、良好な状態を保ち、直ちに使用できるようにしておかなければならないこととされている消火ホース又は消火器を収納している箱に標示がなく、分かりにくいもの (2事業者)
- 船舶消防設備規則第 49 条第 4 項の規定に基づき、位置を明確かつ恒久的に表示することとされている消防員装具の表示が不適切なもの (1事業者)
- 船舶消防設備規程第 122 条の 7 及び船舶脱出設備基準告示第 9 条の規定に基づき、消防設備等の所在を示す配置図を掲示することとされているものの、その記載内容等が不適切なもの (1事業者)

(改善所見)

長崎運輸支局及び佐世保海事事務所は、非常時における消防設備の速やかな利用の確保を図る観点から、管内事業者が法令に遵じて、消防設備の適切な備付等を実施するよう、指導する必要がある。

4 危険物の運送状況

(制度の概要等)

- ◇ 船舶による高圧ガス及び引火性液体類等の危険物の運送に係る手続き及び積付方法等については、「危険物船舶運送及び貯蔵規則」(昭和32年8月20日運輸省令第30号。以下、「危規則」という。)に規定されており、旅客船による危険物の運送に係る手続き及び積付方法等についても規定されている。
- 危規則第22条第1項の規定に基づき、船長は危険物積荷一覧書を作成することとされている。

(調査結果の要旨)

一般旅客定期航路3事業者3航路(3隻)を抽出し、危険物の運送状況を調査した結果、佐世保海事事務所管内で法令において船長が作成することとなっている危険物積荷一覧書が未作成のものが、1事業者においてみられた。

(主な事例)

- 危規則第22条第1項の規定に基づき、船長が作成することとされている危険物積荷一覧書が作成されておらず、危険物を搭載する際に危険物の数量のチェックが不十分なもの(1事業者)

(改善所見)

佐世保海事事務所は、旅客船による安全な危険物の運送を図る観点から、管内事業者が法令に遵じて、適切な危険物の運送を実施するよう、指導する必要がある。